

平成 25 年 9 月 5 日

株主各位

大阪府守口市橋波東之町二丁目 5 番 9 号  
株式会社 エステック  
代表取締役社長 鈴木 弘

### 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 25 年 5 月 7 日(火曜日)開催の取締役会において、平成 25 年 9 月 21 日(土曜日)付をもって、当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 9 月 20 日(金曜日)と定めましたので公告いたします。

以上

---

### お知らせ及びご注意

- 平成 25 年 9 月 21 日(土曜日)をもって、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座の証券会社等または特別口座を管理する口座管理機構の振替口座簿に記録されることとなります。
- 上記株式の分割と併せ、平成 25 年 9 月 21 日(土曜日)付をもって、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。これにより平成 25 年 9 月 18 日(水曜日)付をもって、証券取引所における売買単位は、1 株から 100 株に変更となります。
- (1)住所変更、改姓名等に各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。  
(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機構にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ 信託銀行株式会社

同 連 絡 先 〒541-8502

大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 : 0120-094-777